

パブリック・コメント手続（意見募集）

横須賀市個人情報保護条例の見直しについて

## 意見募集期間

平成30年（2018年）

7月11日（水）～8月3日（金）

お問い合わせ先：総務部行政管理課 市政情報コーナー

電話 046-822-8186（直通）

横 須 賀 市



## パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

## パブリック・コメント手続に当たって

横須賀市個人情報保護条例（以下「条例」といいます。）は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした条例です。

本市では、平成5年に条例を制定・施行し、個人情報保護制度の運用を開始し、現在までその適切な運用に努めてまいりました。

個人情報保護制度を運用するに当たり、これまで、国の「個人情報の保護に関する法律」等の施行などの諸要因により、過去数回にわたり条例改正を行ってきましたが、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」において、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の定義づけ等について改正が行われ、平成29年5月30日から施行されています。

本市では、このような個人情報保護制度を取り巻く環境の変化に対応するため、個人情報の定義の明確化等について見直しを行います。見直しに当たっては、本市の個人情報保護制度について審議を行う「横須賀市個人情報保護運営審議会」に本件について諮問をしたところ、条例を見直すことが適当であるとの答申が示されています。

この度のパブリック・コメント手続は、この改正の要点、概要や考え方等に対して御意見を伺うものです。

## 【目 次】

◆ 横須賀市個人情報保護条例の見直しの考え方について	
1 個人情報の定義の明確化 .....	3
2 要配慮個人情報の取扱い .....	4
◆ 意見の提出方法 .....	5

## ○横須賀市個人情報保護条例の見直しの考え方について

### 1 個人情報の定義の明確化

(条例第2条関係)

(概要)

条例第2条第4号において「その他の記述等」と規定されているものの内容をより具体的に示すため、「文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作等で表された一切の事項」を追加します。

また、身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって特定の個人を識別できるものを「個人識別符号」として規定するとともに、個人識別符号を含むものを個人情報の定義として追加します。

これにより、個人情報の定義の明確化を図ります。

(説明)

現在の運用において、電話番号、会員番号などの個人に付された番号や符号、個人の映像、音声、指紋等を「その他の記述等」の具体的な事項として取り扱っています。今回の見直しにより、これらの事項を「文書、図画若しくは電磁的記録で作られる記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作等で表された一切の事項」として条文に明記します。

また、同じく運用上、個人情報として取り扱ってきた、旅券の番号、基礎年金番号、免許証の番号、住民票コード、個人番号等の文字や番号等に加えて、顔の容貌や指紋等であって電子計算機の用に供するために変換した文字や番号等を、「個人識別符号」として条文に明記するとともに、「個人識別符号」を含むものを個人情報の定義として条文に明記します。

## ○関係条文（横須賀市個人情報保護条例抜粋）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ～ (3) 略

(4) 個人情報 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

## 2 要配慮個人情報の取扱い

(条例第2条、第7条関係)

(概要)

思想、信条、宗教、人種、民族、犯罪歴、社会的差別の原因となるおそれのあるもの、病歴、犯罪により害を被った事実等、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を「要配慮個人情報」として新たに規定します。

また、個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときに、あらかじめ届出を要する事項に要配慮個人情報の有無を追加し、条例第14条の3の規定に基づき公開します。

(説明)

個人情報を取り扱う事務を開始するときは事務の名称等を市長に届け出た上で、一般の閲覧に供しています。この届出事項に、要配慮個人情報の有無及びその具体的名称を追加します。

### ○関係条文（横須賀市個人情報保護条例抜粋）

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ事務の名称、目的その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 ～ 4 略

(届出事項の閲覧)

第14条の3 市長は、第7条第1項から第3項まで、第9条第3項及び前条の規定による届出に係る事項を一般の閲覧に供するものとする。

## 意見の提出方法

1 提出期間 平成30年（2018年）7月11日（水）から8月3日（金）まで

2 宛 先 総務部行政管理課（市政情報コーナー）

### 3 提出方法

（1）書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。

（2）市外在住者の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。

- ・ 市内在勤の場合 勤務先名・所在地
- ・ 市内在学の場合 学校名・所在地
- ・ 本市に納税義務のある場合 納税義務があることを証する事項
- ・ 本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合 利害関係があることを証する事項

（3）次のいずれかの方法により提出してください。

#### ア 直接持ち込み

- ・ 市政情報コーナー  
横須賀市役所本館2号館1階34番窓口
- ・ 各行政センター

#### イ 郵送

〒238-8550 横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 市政情報コーナー

#### ウ ファクシミリ

046-826-1682

#### エ 電子メール

inf-co@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、速やかに公表いたします。